

第 2 4 号議案

中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 3 月 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

旅館業法の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

中野区旅館業法施行条例（平成24年中野区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号ウを削り、同条第2号中「営業施設の採光及び照明」を「照明設備」に、「次に掲げる」を「定期的に」に、「有するようにする」を「測定するなど保守点検を適切に行うとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つ」に改め、同号アからエまでを削り、同条第3号を削り、同条第4号中「調理場」を「調理室」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号ア中「まくらに」を「枕に」に、「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号イ中「まくらカバー」を「枕カバー」に改め、同号ウ中「布団及びまくら」を「寝具」に、「適当な方法により湿気を除く」を「適切に洗濯し、管理等を行う」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を削り、同条第7号を同条第5号とし、同条第8号イに次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合には、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。

第4条第8号エ(1)ただし書中「塩素系薬剤」を「レジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な方法」に改め、同号オ(2)ただし書中「塩素系薬剤による消毒と」を削り、「よる消毒とを併用し」を「より」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号を同条第7号とし、同条第10号中「清潔な」を「清潔で衛生的な」に、「し、宿泊者ごとに取り替える」を「する」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「便所」を「洗面室、便所等」に、「手拭等」を「手ぬぐい、タオル及びこれに類するもの」に、「清潔な」を「清潔で衛生的な」に、「し、宿泊者ごとに取り替える」を「する」に改め、同号を同条

第9号とし、同条第12号中「営業施設ごと」を「旅館業の施設ごと」に、「管理者を」を「宿泊衛生責任者を」に改め、同号ただし書中「管理者」を「宿泊衛生責任者」に、「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号を同条第10号とする。

第6条の見出しを「(従業者名簿)」に改め、同条中「営業者」を「旅館業の施設に」に、「次に掲げる事項を遵守しなければ」を「規則で定める事項を記載した従業者名簿を備えておかなければ」に改め、同条各号を削る。

第7条の見出しを「(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号中「玄関帳場」の次に「又はフロント」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、政令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合する設備を備え、宿泊者の安全及び利便性が確保される場合は、この限りでない。

第7条第2号中「宿泊定員」を「ロビー、食堂、宴会場又はホールその他飲食に用いる室を設ける場合には、宿泊定員」に、「十分な広さのロビー及び食堂を有する」を「適当な広さを有するものとする」に改め、同条第3号中「調理場」を「調理室を設ける場合に」に、「次の基準による」を「宿泊者に食事を提供するのに支障のない広さを有し、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条に規定する施設の基準に適合するものである」に改め、同号アからエまでを削り、同条第6号を削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号ア中「1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上」を「収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造」に改め、同号イ中

「からの採光が十分に得られる」を「等により自然光線が十分に採光できる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配膳室を設ける場合には、次の基準によること。

ア 配膳に支障が生じないよう十分な広さを有すること。

イ 配膳数量に応じて十分な広さを有する保管設備及び配膳台を置くこと。

第7条第7号中「浴室は」を「共同浴室を設ける場合には」に改め、同号アを削り、同号イ中「共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、」を削り、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号エ(㊦)中「のろ材」を削り、「十分な逆洗浄が行えるもの」を「逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造」に改め、同号エ(㊦)ただし書を削り、同号エを同号イとし、同条第9号イ中「男子用と女子用とを区分した」を「適当な数の」に、「設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置する」を「設ける」に改め、同条第10号中「規則で定める」を「適当な」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第2号中「1客室の規則で定める構造部分の合計床面積」を「客室」に、「3平方メートル以上である」を「収容定員に応じて十分な広さを有している」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「延べ床面積」を「延床面積」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第7条第4号イ」を「第7条第3号、第4号、第5号イ」に、「第5号」を「第6号」に改め、「並びに前条第1項第1号」を削り、同項を同条第2項とする。

第10条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「次のとおり」を「収容定員に応じて十分な広さを有する客室を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第7条第4号イ」を「第7条第3号、第4号、第5号イ」に改め、「並びに第8条第1項第1号」を削り、同項を同条第2項とする。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項中「第8条及び」を「第7条及び」に改め、同項第1号中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「第8条第1項第2号、同条第2項において準用する」を削り、「並びに第8条第3項において準用する第7条第5号」を「、第4号」に、「第7号イ及びウ」を「第7号ア」に、「第9号並びに」を「第9号及び」に改め、同項第2号中「第5号、同条第2項」を「第4号並びに同条第2項」に、「並びに第9条第3項において準用する第7条第5号」を「、第4号」に、「第7号イ及びウ」を「第7号ア」に、「第9号並びに」を「第9号及び」に改め、同条第2項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「下宿営業」の次に「の施設」を加え、「第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項において準用する第7条第3号並びに第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項において準用する第7条第9号及び第10号」を「第7条、第9条及び第10条」に、「、これらの」を「、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 旅館・ホテル営業 第7条第3号、第4号、第9号及び第10号の基準
- (2) 簡易宿所営業 第9条第2項において準用する第7条第3

号、第4号、第9号及び第10号の基準

- (3) 下宿営業 第10条第2項において準用する第7条第3号、第4号、第9号及び第10号の基準

附則第2項中「営業施設で」を「旅館業の施設で」に、「第7条第7号エ(7)」を「第7条第7号イ(7)」に、「第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項」を「第9条第2項及び第10条第2項」に改め、同項ただし書中「営業施設」を「旅館業の施設」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定による許可の申請及び同条第2項の規定による許可については、この条例による改正後の中野区旅館業法施行条例の規定の適用があるものとする。